

〈史料紹介〉 スレイマン大帝のシリア州カヌンにおける関税と商品税

岩永, 博 / Iwanaga, Hiroshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

12

(開始ページ / Start Page)

48

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

1959-10-10

|| 史料紹介 ||

スレイマン大帝のシリア州カヌンにおける

関税と商品税

岩

永

博

目次

- 一、はじめに
- 二、シリア州カヌンの内容
- 三、各種租税の機構と性格
 - a 地租
 - b 家畜税
 - c 関税
 - d 商品税
- 四、おわりに

凡例 トルコ語およびアラビア語の訳音法

アラビア語およびトルコ語化したアラビア語の表現は極力通常のアラビア語の訳音法による。ただし、新トルコ語においてもトルコ語化しているアラビア語についてはトルコ語式の訳音法により、とくに長母音は表示しない。

特殊な表音のものは次のようである。

- c トルコ語では英語の「c」の音。アラビア語の場合「c」で記す。
 - ç 英語の church ch に同じ
 - d z 英語の that の th に同じ
 - d 英語の z に同じ
 - h 強音の h
 - h 喉音の h
 - s トルコ語では s アラビア語では強い s
 - s 英語 ship の sh に同じ
 - t トルコ語では t アラビア語では強い t
 - z トルコ語では z アラビア語では強い z
 - ʔ 喉音の停止
 - c トルコ語ではに同じ、アラビア語では喉音の抑揚
- 一 はじめに

オスマン・トルコ帝国のスレイマン一世（大帝一五二〇—一五六六）は、その制定した多数の法令（*kânûn*）によって、この王朝の政治機構とくに地方統治組織に法的基礎を整え、その秩序を完成した功績を以て立法者（*kânûnî*）と讃えられている。⁽¹⁾ オスマン・トルコ帝国は歴代のスルタンが相継いで多数の法令（*kanun*）を制定した結果、従来のイスラム国家に類をみないほど法機構の整備をみた王朝であった。ある意味ではイスラム神政政治に法秩序を完成した王朝であり、スレイマン帝はその頂上にたつ立法者であったといえる。帝の「法令集（*kanunnâme*）」はいわばトルコ的なイスラム神政政治の秀れた象徴である。

カヌンがトルコ王朝に独特な法秩序の象徴というのは、それが世俗的な政治機構や非アラブ的な地方慣行を万遍なく成文化し、イスラム法秩序の補完的要素にまで確立した点にある。従来イスラム諸王朝の唯一の法体系であったイスラ

ム法(the law)は本質的には遊牧民出身のアラビア人社会の法慣習を神学原理によって体系づけた宗教法であった。それはアラビア人の征服した先進的な旧ペルシア・ローマ領社会の、法慣習や政治秩序を完全に消化統合する点に欠けるところがあつた。多くの非アラビア的慣行は「慣習」customとして法秩序から除外されていた。これに反しオスマン・トルコのカヌンは「勅令」firmanや「慣習」adatの成文化されたものといわれるように、非宗教的法がイスラム法と並んで効力を与えられた。俗的政治的要素と宗教的要素がこのように深く統合されたのは、アラブ帝国のアッバース朝(七五〇—一二五八)時代にはみられない進展といえる。裏返せばこの時代における俗的政治的要求と信仰的原理の争克がここに現れている。また地方的慣習もイスラム法の原理内で認められるものであるが、民族集団ごとに多少の相違を示し、各州のカヌンの内容の交差として現れている。いわばオスマン・トルコ神政政権の異民族統治能力の限界がそこに反映している。

さて当時のシリア州は、アレppo州、トリポリ州、イスラエル州(Kudus 州)と並んで、現在のシリア(レバノンを含む)パレスティナ地方を四分する一地域であり、ダマスクス市を中心とその北辺とレバノンおよびパレスティナの海岸地帯(ベイルート、サイーダ、シドン)、シル(ティル)を含む州であった。

スレイマン大帝のシリア州「カヌン」三八ヶ条は一五四八年に制定された。もともとスレイマン大帝の立法活動は一五二八年と一五四八年の前後の二時期に集中的に現れているが、後のものは帝のオーストリアを目標としたバルカン政策が行詰りをみ、一転してイランのサファールヴィー王朝を対象としたアジア政策が活潑化したときに当っている。すなわち帝は、一五三五年にモースル、バグダード州をサファールヴィー王朝から奪取し、一五四八年にタブリーズ、イスファハンへ深く進攻している。このアジア征討の背後地域を固める必要が、一五四〇年頃ディヤルベクル州、エルゼルム州、一五四八年ケルク州、シリア州と、アジア辺境諸州へのカヌンを矢継早に発布した動機であろう。この点ではカヌンはオスマン王朝がアラブ民族の地域であるシリア州をどの程度掌握したかの深度を示している。これは約四世紀間のトルコの支配に拘わらず、近代においてナショナリズムが興隆しえたほど、アラブ民族文化の温存されていた理由を説明するのに役立つであろう。

もちろん小稿は、前述のようなオスマン・トルコ政権の俗権性と宗教性の対抗の全貌や、アラブ社会の政治・経済構造から政治発展への帰結やを、展望しようとするものではない。ただシリア州という特色あるアラブ地域の一州のカヌンを通じて、イスラム社会の世俗化への傾斜、オスマン・トルコの支配力の限界、などの一端を証示できれば幸とするものである。

英(一) Prof. Ismail Hakki Uzunçarşılı: *Osmanlı Tarihi II vol.*, İstanbul'un fethinden kanun Sultani Süleyman in ölümüne kadar. Ankara, 1949, p. 297

(2) Islam Encyclopedia, vo III shari'a の項。でシマハト博士はアッバース朝時代イスラム法の執行は各州の *kadî* に委ねられ、カリフは非宗教的統治権を行使したが、オスマン・トルコ朝においては立法をシャリーアの番人としてのイスラム法長官 *Sheikh ul-Islam* が任命され、全立法の合法性をシャリーアに照らして審査する権限を与えられ、完全な意味での神政政治が成立したとして居る。

またトルコにおける法の管轄について Development of Shari'a under the Ottoman Empire (M. Khadduri, ed. Law in the Middle East, 1956, chap XI, p. 278.)

(3) Omer Lâtîf Barkan, XV ve XVI inci asirlarda Osmanlı Imparatorlugunda ziraî ekominin hukukî ve mali Esaslari, birinci cilt, Kanunlar. İstanbul. 1945, pp. 220—227 [今後 Z. E. E. に登す] オスマン・トルコ帝國の *kanunnâme* を刊行した文献として「オスマン史研究所報」(Tarihî 'Osmanî Encümeni Mecmû'ası (T. O. E. M))に掲載の *Kanunnâme of Ali Osman* (メフメト二世とスレイマン大帝のカヌンナーメ) İstanbul, 1912—13 と「民族研究評論」(millî Tetebü'ler Mecmû'ası (M. T. M)) *Kanunnâme of 'Abdur-Rahmân Tevki'* İstanbul, 1918 があるが、経済・税制関係のカヌンが広汎に蒐集してある点でが便利なので、これによる。

(4) この年は、カラマン、アイドゥン、マラティヤなど小アジア諸州の立法が多く行はれた。Z. E. E. pp. 6—10, 45—48, 115—117, 130—139.

(5) 帝は一五二二年ベルグラードを占領し、一五二六年にはモハッチの大勝でハンガリーの大部分を制圧し、転じてアジア進攻を企てた。その後バルカンの動揺をみて一五二九年ブダ・ペストを占領し、同年ウィーン包囲を行ったのちは、専らイラン進攻に没頭して居る。

(6) Z. E. E. pp. 52—72, 194—195

スレイマン大帝のシリア州カヌンにおける関税と商品税(岩永)

二 シリア州のカヌンの内容

シリア州のカヌンは上述のように三八条からなっているが、その内容は大別して五つの分野に区分される。大要は次のようである。

(一) 穀物および果樹の税

穀物その他の農業収穫に課せられる税には *dimos* (定額税) と *cumle-i-mütehasıl* (刈分税) との二種がある。 *dimos* は「貨幣または穀物の定額取極め (*akgeve ya gallâta maktu' olan*) のもので、また *fasl* あるいは *meisül* (総額) とも呼ばれる (第三条)。しかし「多くの農地の租税は *dimos* でなく、 *cümle-i mütehasıl* が規定で、収穫を以てする」 (第三条)。云いかえれば刈分による物納である。農業の租税 (*el-üsür*) は多くがハラージュ (*harac* 地租の意) である (第六条)。ぶどお、オリーブ、桑、くるみなどの税はすべて定額税 *dimos* で、果樹からは定額のハラージュを徴収する (第四、五七条)。また野菜地についても同様である。果樹の定額税は、オリーブ二本で一 *akge*、桑五本で一 *akge*、くるみ一本で二 *akge* などである。

(二) 家畜税

羊は二頭につき一 *akge*

州内を通過するもので越冬する羊群は一群につき一頭

(三) 輸出入商品に対する関税 (*Gümrük*)

シリア州に出入する商品にはすべて関税 (*gümrük bacı*) を課せられる。関税は輸出入港ないし州境と、ダマスカス市の倉庫で (計量して) 課せられる。こうした貿易商品は売買の際さらに仲買税 (*adet-i dellâliye*) 等を課せられる。シリア州で販売されず他の州へ送附されるものはキブラ税 (*hakk-i kible*) を徴収される。州境の関税は東洋からくる香料でも織物でも駱駝一頭黄金 (*altun*) 七枚であり、ヨーロッパへ輸出される *hakk-i kible* は一梱包七 *akge* 一 *ce* である。倉庫において計量されたものは二%の税がとられる。輸出品が市場で売買される際はヨーロッパ人の場合売手から価格の一〇%、買手から八%の税をとる。ヨーロッパからの輸入商品は市場において評価し価格の三%の税をとり、他州へ送られるものはさらに一梱包毎に四 *akge* 一 *4* の *hakk-i kible* を徴収

する。ダマスクスの市場で売買される場合イスラム教徒から徴収される税を仲買税 ('adet i dellâliye) といひ、東洋商品では生姜 (Zencbil)・藍 (nil)・ゴムのラック (tök) は売手買手双方から〇・五%、樟腦 (kalûr) 胡椒 (jengâr) は一〇%、またヨーロッパ商品の (Atlas)・各種のびろーと (kemha, kadife, keli übâ)・珊瑚珠 (tesbih imercan) かゝは二%、羽毛 (guka)・真珠灰 (kalay)・鉛 (nubas) などからは〇・八%の税を徴収する(第十一、十二条)。

貿易港の税についてみれば、ベイルート、サイド (シドン)・シル (ティル)・アッカー、ジッファの港では、埠頭の門で、「港の門の義務 muceb i bâb-i Minâ akçe)」と云ふ税をとられる。

ユローズ 一トーン 一〇 akçe

紗 (hârâ) と称せられ atlas i-mutenevi 'a, sof i mücender など

一トーン 一〇 akçe

普通の珊瑚の珠のもの 一リトル 三〃

乳香 (mastakı) 一箱 五〃

朱砂 (zincifre) 〃 二・五〃

マッチ 〃 四〃

などである。

その他サフラン (za'feran)・胡椒 (jengâr)・杯 (kûze)・コップ (kradeh)・酒瓶 (hamir gökeli tar-ir)・燭台および燈火用ランプ (sirğa akdah ve kanadil)・量器 (çab)・石黄 (zirnih)・などに多数の商品別の税額が定められている(二六条)

(IV) 商品税

シリア州内で生産された商品の、市場で取引されるものを、商品税 ('adet) という。商品税は概して商品別にまゝとまゝと設けられてゐる市場 (sûk, bazâr, dâr) において取扱量を基準にして課せられる。

(a) 果実の税 ('adet dâr il bitrih 西瓜の市場税の意) は一箱 (yük) 単位で課される。

スレイマン大帝のシリア州カンマにおける関税と商品税 (岩永)

- 林檎 (tuffah) 一箱 二 akge 但冬作は三 akge
 桜桃 (kiras) " 四 "
 (erük) " 二 "
 西洋桃 (vicas) " 二 "
 葡萄 (tin) " 三 "
 杏 (mismis) " 一 "
- (b) 野菜市税 ('adet i dar-ül hudar') 一箱 (guval) 単位に課税される。
 トトト (badencan)・人参 (basal) 隠元豆 (hibye) など
 一籠 一 akge と 一 riti (一 rith は tu'ma という手数料)
 胡瓜 ('acdrun) 一籠 二 "
 柘榴 rummân-ihamiz " 一 "
 未熟ぶどう hısrım " 一 "
- (c) 家畜市の税 ('adet i bazar i esb'an)。これは売手・買手の双方に課税された。
 馬 (at) 売手 七 akge 買手 半 akge
 ぶんだ (deve) 八・五 〇・五
 ろ馬 (himâr) 四 四
 水牛 (câmus) 八 八
- (d) 奴隷市の税 ('adet i bazar i esür)
 黒人白人とも男奴隷は売手から三〇 akge を徴収し、買手には無税(第一五条)
- (e) 羊肉の市の税 (bashanenin 'adet [羊の] 頭の市の税の意)
 羊は一頭につき売手から〇・五 akge を徴収する。(第十六条)

(f) 種子の市場 (sâk-i bâzzurîn) の税

売手は一〇〇 akçe じき五 akçe を徴収する。(第一七条)

(g) 氷雪の市 (hân-üs-selc) の税

雪は一カントルを八パラで売る。従来はジュース商 (serbetçiler) が一カントルにつき借料一一 akçe、謝礼

(vebhe) 八 akçe を払っている。(第一八条)

(h) 穀物市の税 ('adet i bazar i gâllen)

小麦 (bugda) の大袋一袋につき買手から二 akçe を徴収する。また大麦 (arpa) やその他の穀物も同一。

指定された穀物市 (gâlle bazar) 以外での取引は厳禁されている。(二〇条)

(i) 一部の加工業の税

Merc, Cebbetti-âl Kalmun 村などの附近で製造される炭酸加里や塩は政府え持参買却した際、一カントル当り土地使用料 ücret i arz 八 akçe と特許料 kira 八 akçe とを徴収される。特定の土地は kira の土地使用料は請負 (maktu') であり、たとえばジュールド村は五百カントルの炭酸加里を生産し二二〇 akçe の使用料を納めるなど……(二五条)

(v) 異教徒 (keferler)

異教徒には人頭税 cizye として四〇パラ八〇 osmân が徴収される(二八条)。また(農民の)異教徒には地租 (harac) としてキリスト教徒に八 akçe、ユダヤ教徒から八 akçe を徴収し、それに人頭税 (cizye) をキリスト教徒から二 akçe、ユダヤ教徒から一〇 akçe を附加徴収する(三三條)。

異教徒の税として特異なのは酒類取扱税 (mukata'a i hamir) で、酒類の取扱はイスラム教徒には禁止されているため異教徒の特権をなしていた。シリア州のそれが従来三〇万 akçe で、州財務庁 (defter i hakanide) から請負われていたが、州財務庁は四〇万 akçe と定めた(第三三條)

以上がシリアにおける税制の概要であるが、これらの分類や税率をみると、イスラム法学で規定している種目や税率

と少なからず相違している。イスラムの法学では税 (zarbha) を喜捨 (zakaat) と見做し、⁽¹⁾ また学派によって多少の相違はあるが多数の種目を次の五群に分数して、税率を定めている。

イ、土地の收穫すなわち穀物 (gallat) の zakāt

ロ、果実 (lakha) 野菜 (hadar) の zakāt

ハ、家畜 (sawa' im) の zakāt

ニ、金・銀 (nuqd) の zakāt

ホ、商品 ('urud al tijarah) の zakāt

(イ) および (ロ) は云わば土地の税で收穫の一〇分の一を税率とする (但 人工灌漑地はその半量二〇分の一)。これを通常 'ushr (十分の一税 トルコ語 'üsrü) と呼ぶ。但アラブ人が征服によって獲得した土地には前政權時代の税率 (1/3—2/3) がそのまま踏襲され harāj (地租トルコ語 harac) と呼ばれている。⁽³⁾ 異教徒からは人頭税 (jizya cizye) が徴収された。⁽²⁾ (三) (ハ) は四〇分の一を税率の原則として、また最低課税額 (nisab) を定めて一定額 (半四〇頭、駱駝五頭、金銀は二〇〇ディルハム) 以下の僅少財産は課税を免れた。⁽⁴⁾

シリアの税制も一応の構成はこの原理に順応しているが、種目の重要性や税率は著しく変化している。すなわちまず (イ) の穀物收穫や (ロ) の果樹・野菜收穫がとりあげられた。⁽¹⁾ しかし、その一部に含まれる非イスラム教徒 (被保護民 dhimmī) の人頭税 (jizya, トルコ語の cizye) が独立の項目のように重要に取扱われている (V の項)。またアラビア帝国においてはすこぶく厳密に区別された十分の一税 ('ushr トルコ語 'üsrü) と地租 (harāj トルコ語 harac) の区別が全く混乱して、'üsrü は農業收穫税一般を指す名称として用いられ、harac は 'üsrü の一種類 ('an il harac という) と言及している (I の項)。(2) の放牧家畜税はごく簡略に規定されている (II の項)。(三) の金銀 (nuqd) の zakāt については全く取扱われていない。一方 (ホ) の商品の zakāt の部分が詳細に商品进行分类して、すこぶる広汎である (W 項)。関税 ('ashir トルコ語 gümrük) はイスラム法では単に公道の関所で徴収される商品税と取扱っているがトルコにおいてはほとんど独立の税種目のように詳細に規定している (III の項)。

これらのカヌン中の租税構造が、イスラム法の規定とどのような異同をもつかを検討せねばならないが、それに先立

って一般的問題を二、三指摘しておかねばならない。

第一はカヌンの内容はトルコの各州によって種々相異している。

シリアにおいては穀物・果実などの農業收穫えの税規定が比較的簡略であるのに比して商品取引に関する税規定が複雑精緻である。これに反して、小アジアの諸州は農業收穫と土地に関する税規定が遙かに詳細を極め、(家畜や水車、養蜂などの農村施設えの徵税規定も含め)商業税規定はやや簡略である。またアラブ諸州でも隣接のアレppo州のは農業收穫や地租の条項がやや詳しく、反対に当時地中海岸の代表的商港トリポリ州のカヌンは大部分関税と市場税との規定で占められている。こうしたカヌンの内容の相違は、各州の政治・経済状態の相違にも基くが、またとくにオスマン王朝の支配権の浸透度の濃淡に左右されているといえよう。住民の大部分がトルコ化された小アジアではその統治力は、農村の末端まで透徹しえた。西アジアのアラブ諸州ではアラブ人豪族・部族の封建的領主層が残存し、都市を別にすると、農村では支配は、いきおい間接的にならざるをえなかった。西アジアで地租の規定が簡略かつしばしば抽象的であった所以であらう。

第二は前項とも関連するが、西アジア諸州の一般的傾向として、シリアでも都市や商人からの貨幣税収が重要視され、嚴重に徴収された点である。トルコ帝国の政治機構の特質は整備された軍事的采邑制、いわば分権的な傾向にあったが、反面、龐大な領土の統一を維持するのを専ら官僚組織と軍事力に依存した点で、強力な中央政府と常備的軍団を(イェニチェリや常備軍兵団、砲兵団の編成など)組織するために、財政収入の中央集中傾向がみられず。これは特定の財源を中央政府の所管として、直接これをスルタン政府が徴収した点に明らかである。国有地の地租収入のほか人頭税、専売税、関税、放牧税、それに一部の市場税などの、主として貨幣収入のものが含められ、年々中央政府から割当てられ、各州で厳しく徴収された。カヌンの規定がこれらの分野で、頗る詳しく具体的であったのも当然であらう。事実その収入が各州の財源に占める比重も低くなく関心の高さを充分推測させるものがある。¹²⁾

第三に、冒頭に類別した税種は一応イスラム信仰に基く宗教法上(Ser'i)なものであるが、その他勅命による('Uthi)従って宗教的と考えられる、徴税が行われている点である。宗教法上の租税も、後に詳述するように、決してアラブ帝

国時代の方式通り実施されたものではないが、一応その種目や税率の水準は尊重され、その意味では宗教法(*sharia*)の思想は租税誅求の抑制に役立った。しかしトルコ政府はその枠を越えて、君主命による(*urfi*)の税種を造出した。後者の内容は、しばしばすでにトルコ族諸政権が慣習上実施していたものであったが、それをいわば公認の制度化したわけでオスマン・トルコ政権における世俗主義の強化がこの点にもみられる。勅令上の税の最も一般的なもの⁽¹³⁾は、宰相の税 *avâridi divâniyes* (戦時などの財政窮迫の際臨時税として徴収された)、免賦金 *bedelat* (代替の意、なんらかの勞力奉仕の代りという名目で徴収され、一七世紀には多数に上った)、各種の手数料 (訴訟、その他官庁特許などの事務に対する手数料として徴収され、結局担当官吏の不足給与の償となったもの、種目ごとに異った名称をもった) など。もっとも宗教法上 (*ser'i*) の税種でありながら徴収形式が規定外の場合は勅令上 (*urfi*) とも認められ (例えば、市場税の計量税 *resmikaplan* など)、両者を明確に区別しがたいものがある。ともかく、*avâridi divâniye* は農民の地租の一〇—一五%にも当り、免賦金の税表は一七世紀には現物納附税表の半数にも及び手数料も (*masdariyec* 関税の手数料) は本税の半額に達するなどの状況であるから、これら勅令上の *urfi* の税はことごとし十七、八世紀国勢襄頽期には相当大きな比重を占めたと推定される。この点オスマン・トルコでは宗教法上 *ser'i* という原理の崩壊傾向を無視できないのである。

注(1) これは「罪を浄める (*tuzakki*) ために自己の財産のなかから喜捨 (*sadaka*) すること」(コーラン八七章一〇四節) という思想に発している。喜捨の意味は「まことに浄き者は榮えん *qad ahlaha man tazakka*」(八七章一四節) と述べられているように、*清浄* の意味をもつが、別に「成長する」*増大する* (作物が成長する *zaka al zar'*) のようにの意味があり、「喜捨こそ財産を増大し、宗教の功德を増す」として財産の喜捨 (*sadaqa*) を勧めた。これが税としての *zakât* の起源といえる。

(2) 家畜税は羊・駱駝のみでなくあらゆる種目について定められている。しかしそれは遊牧民など家畜所有者にたいする課税であり、家畜が売買されるときは(兩)の商品税となる。家畜税の一例は次の

駱駝 五一 九頭に對し 山 羊 一頭

一〇—一四

二

一五一九	〃	三
二五—三五	〃	四
三六一四五	〃	牝駱駝一
四六一七五	〃	
七六一九〇	〃	牝駱駝二

なお羊は四〇頭以上に一匹

(3) 農地制度と地租のイスラム法学でもっとも複雑な問題であるが、概要は拙稿「イスラム諸国における国有地制度について」(中東研究 三号 昭和三年、四四—四六頁)で解説した。その神学理論の諸主張は Nicolas P. Agnides, *Mohammedan Theories of Finance*. New York, 1916, vol 2, chap. 1. sec. IV, chap. 4 で極めて詳細に解説がなされている。その歴史的形成過程については E. Pröbster, *Privateigentum und Collectivismus, Islamica* vol. IV, No. 4, (1936) 25—26 の pp. 435—9。

(4) Agnides, op. cit., chap 1. Sec II. に詳細に於ける。

(5) たゞはエルゼネルト・カラマン・クタインその他小アジア各州のカスン。(Z. F. E. pp. 45—48, 62—72, 23—28)

(6) Z. F. E. pp. 206—210

(7) Z. F. E. pp. 211—216

(8) A. N. Poliak, *A. Feudalism in Egypt, Syria 1250—1900*. Lodd. fon, 1939, chap. 5.

(9) H. A. R. Gibb & Harold Bowen, *Islamic Society and the West*, vol. 1, part 1, chap. IV に詳細に於ける。また古典的著作として Hammer—Purgstall, *Des Osmanischen Reichs Staatsverfassung und Staatsverwaltung*, 2 vols. Viena, 1815. Tischendorf, P. A. U., *Das Lehnwesen in den moslemischen Staaten insbesondere in Osmanischen Reiche*. Leipzig, 1872.

(10) Gibb & Bowen : op. cit. vol 1. part 2, pp. 15—16

(11) Gibb & Bowen, *ibid.* p. 15

(12) すなわち一六世紀初頭における各州の収入を采色地のものと課税収入によるものと区別してみて、次の計数がえられる。

・スレイマン大帝のシリア州カスンにおける関税と商品税(岩永)

- | 州名 | 采邑地收入 | 課税收入 |
|----------|---------------|------------|
| シリヤ州 | 九、四九三、〇六三阿克チャ | 六、三三七、五八八 |
| アレクソポ州 | 一一、三八九、二〇四 | 一〇、〇三二、八一九 |
| トリポリ州 | 七、六九四、七三五 | 六、四一八、八五六 |
| モースル州 | 三、七五三、・・四 | 一、六六〇、三四六 |
| ディヤルベクル州 | 一八、〇二五、二九一 | — |
- ディヤルベクル州とかモースル州などの奥地農業地帯と比し、トリポリ、アレクソポ、シリヤ州などの非采邑地の課税収入が(もちろんこれには公有地の地租収入も含まれるが、それも中央政府の財源である)高い比重を占めていることが知られる。¹² Gibb Bowen, *ibid*, p. 45.
- (13) セリム一世の時代には一回徴収され、爾来四一五年に一回、非采邑主以外の住民全員から一人当り二〇 akce 宛徴収され¹³。Lutfi Pasha, *Asafnama*, ed & trans, by R. Tschudi. Berlin, 1910. p. 42, 但 Gibb & Bowen, *op. cit*, vol. 1. pt 2, p. 3 の注 1.
- (14) しばしば一定の現物納付(硝石、木材羊など)の義務のあったものが、現物に不足したために分担した 'adedi agnam (羊の数税) など。
- (15) 注 (13) の四一五年に一回二〇 akce の納附は農民一戸の三六一四〇 akce の一〇—一五%に当る。
- (16) Gibb & Bowen, *op. cit*. p. 5.
- (17) Gibb & Bowen, *ibid*, p. 14.

三 各種租税の機構と性格

カヌンにみる以上のような租税制度を全項目についてイスラム法の規定と照比することはさげたい。それは結局オスマン帝国の全政治経済機構の解明を伴わねば不可能であり、ことにまたシリヤ州のカヌンに詳細を欠く地租家畜税などについては充分の材料が備わらないからである。ここではただ大綱を指摘するにとどめ、やや規定に詳しい関税と市場税を検討することにした。

(a) 地租制度

オスマン・トルコの地租はほとんどすべてハラージュ (harac) で、それが demos (定額金納租ないし物納租) か jumle i mutehassil (刈分制) かの区別が重要視された。いいかえれば、私有地 (milk) に低率のウシュル、公有地 (miri) に高率のハラージュを徴収するというイスラム法学の基本観念はほとんど消滅しているようである。私有地の税を指したウシュル (十分の一税 'ushr, usru) の名称が、カスンでは地租の総称のように用いられ、公有地の地租であるハラージュをその一種と見做すような、混乱した表現が、散見する。オスマン・トルコの国家機構がアッパース朝時代と異って采邑制 (iqta', dirlik) を基礎とし、農地はすべて国有と見做され、王有地として直接課税するか采邑地として領主の徴税に委ねるか、された結果であらう。

イスラム国家の制度ではウシュルは本来イスラム教徒の私有地 (milk) に対して課せられる十分の一税、ハラージュは本来被征服民である非イスラム教徒の私有地に課せられた地租 (收穫の $\frac{1}{2} - \frac{1}{3}$) であつた。このハラージュは所有者が後にイスラムに改宗した場合にも継続された。ただそれがアラビア人征服者の私有に帰した際にのみ征服の初期には少額のウシュル納附地に転換された。従つて被征服地の多くは高率のハラージュ地 (ard al-jazi) で、一部にウシュル地 (ard al-'ushri) が存在する結果となつた。このような地租の差別がさらに土地の所有権の差別に転換された。ハラージュ地は本来イスラム国家が所有権をもつもので私有権のない公有地 (arzai emri) であり、ウシュル地のみが私有地 (ard al-mamluk) であるという制度が成立している。こうした変化は長い歴史の変遷の終局的結果で、完全にその変化の過程を跡づけることはむづかしいが、ごく概括的にいえば本来集権的であつたイスラム社会に十、二世紀以来分権的な采邑制の拡がったことが、基本的な要因とみられる。耕作農民の私有権を否定し領主と支配者に土地の所有権を帰属させる結果をこの社会でも現出した封建的慣習が、ハラージュ地に対する私有権を否定し、封臣の君主としてのスルタンとカリフに上級の所有権を行使させ、土地国有観念を現出したであつた。こうしてシリアやエジプトではマムルーク朝 (一二五〇—一五一七) 時代に土地は大部分国有地 emri と見做されるに至つて、オスマン・トルコにおいても引続いて国有地とされてきた。ただしこの地域ではなお多少の私有地が残存しウシュルのみを納めていた。十二、三世紀以降、最初から封建領主の手でイスラム政権の領土と化された小アジア地方 (すなわちオスマン・トルコの本土) では、私有的農地はほとんど全く存在せず、私有地とウシュル税は都市の宅地と果樹栽培地に対して

認められる止ま⁽⁵⁾った。オスマン・トルコの農地制度で私有地と公有地、その区別を示すウシユルとハラージュの制度が重要視されなかつたのはごく自然の結果といわねばならない。

上述のようにアラブ国家(ウマイア朝やアッバース朝)では農地はウシユル地とハラージュ地の区別が重視され、小作形態は、定額(おそらく金納)小作契約(mu'ajara)定額(物納)小作契約(muzara'a, muhâbara)果樹地小作(musâgat, mu'amala)刈分小作契約(muhasam, musahama)などの諸形態が法学者によって区分された。⁽⁶⁾これによってハラージュが国家に帰属するか、所有権者または利益権(mant'a'a)の保持者に帰属するかが厳密に規定された。所有者または利益権者は、その土地をウシユル地に化するか寄進地(waqfないしhibâ)か授与地(iqta'a)の特許をえるかして、ウシユルとハラージュの差額を取得することに努力を集中した。小作形態は必しもオスマン・トルコ時代と大差ないようにみられる。土地の所有者が領地支配権をもたぬ個人であったオスマン・トルコの小作形態は定額金納制(maktu'i-akce)と定額物納制(maktu'i-gallât)かまたは刈分制(cumle-i mutehassil)に区別され、所有者は国家か封建領主であり、土地経営を欲した個人は税請負権(muqata'a)をえて、徴税権とともに封建領主と等しい政治的強制権をも行使された。

地租の基準はシリア州のカヌンでは明示されていないが、おそらくそれはアレppo州、エルゼルム州などと近似であったと推定できるから、後者の基準を参考までに掲げる。アレppo州では一 gitt (農地)の農民の税 (demes, すなわち harâc muwazzaf) 年四〇 akce であり、⁽⁷⁾ gitt をもたぬ農民の税を年 (resmi bennak) 一二 akce 無妻帯者の農民の税 (resmi mucerred) を八 akce としてゐる。⁽⁸⁾ 一 cift は土地六〇ドウナム(下地一〇〇ドウナム(一〇一六ヘクタール)の土地である。⁽⁹⁾これが農民一家族の基準的所有地とされる。また刈分制 (cumle i mutahassil, harâci mukâsama) の土地では生産の半量が永小作権のある農民 (reaya mutassarif) の取分となる。

農民の耕作権 (tassaraf) は tapu と呼ばれた権利書の授与によって確保された。tapu による耕作権は税を納入する限りで保証されたものであるが滞納をした場合や三年以上耕作を放棄した場合には、無補償で剝奪された。また tassaraaf の権利はトルコの初期にはより安定していた。采邑制が原則であったため、采邑主は領民に対する個人的接触をもっていたからである。しかし一七世紀以降は政府が采邑授与を極力抑制し、徴税権の請負制をとるようになり、都市の

商人資本家ないし官僚的軍人が請負人となったため、個人的接触のない請負人 (*muqāṭa'aci*) による誅求が高まると、滞納は増加し *ṭabu* 権を失う者が頻出した。また請負人は *ṭabu* の更正によって利益を納めんとして一層耕作権 *ṭasgruti* を不安定とした。トルコの土地国有制は時代とともに強化されて、農民の耕作権を弱体化し、商人、官僚・地租請負人による農村支配を招来している。

注(一) Z. E. E. p. 221. 第六条末尾。

(二) M. Lemmens, *Etudes sur le regne du calife omayyade Mo'âwiyā I er*, Beirut, 1907, p.

(三) Pröbster, *Privateigentum und Kollekturismus* (pp. 436~7) は「これの理論的支柱となったイスラムのワクフ理論の役割を強調している。

イスラム社会における土地の公有制の問題は、一九三〇年代まで、その社会経済史研究の核心をなしている。この研究の発生はきわめて古く、一八三〇年フランスがオスマン・トルコ領アルジェリアを征服した直後に遡る。フランス政府が本国からの移民に農場地を授与するについて、イスラム社会では原住民の私有権が存在せず土地の国有制が原則であるという理論を利用して、現住民の耕作権剝奪を強行したのが、その発端をなした。(Worms, *Recherches sur la constitution de la propriété territoriale, dans les pays musulmans et subsidiairement en Algérie*, Paris, 1846, *Journal Asiatique*, vol 3, 14, vol. 4, 1.) これが発端となつて、トルコの国制の原拠であるイスラム宗教法のとくに国家経済理論の探究が手がけられ、Abu Yusuf, Al Māwardi 等の主張が、Nöldeke, Goldziher 等 (J. Goldziher *Muhammedische Studien*, 2 Halle, 1889~20)

等によって相ついで研究紹介されていく。これらの原典研究に基いてイスラ法の原理が究明されるとともに、イスラム神学者自身の原理に矛盾が存在していることも指摘された。こうしたイスラム神学理論の矛盾を手掛りとして、結局法学理論も一つの歴史的発展の所産であり、アラブ帝国初期の征服と政治の推移を背景にし相矛盾する根拠の複合から生じたことを指摘したのが、ウェルハウゼン、ラマン、ベッカーなどの経済史的研究であつた。

沙漠アラビアのオアシスに適用された低率の租税ウシユルと、大河流域の灌漑農耕地帯に成立していた高率の地租ハラージュの原理の統合、イスラム教徒と非イスラム教徒の経済的差別を蹂躪して財政充実の必からハラージュを認めた政策、これらの教理と現実政策の妥協の上にシヤリアに確立された法規定も成立している。(Wellhausen, *Das arabischen Reich und seuSturz*, Berlin 1902, C. H. Becker *Entstehung von 'usr- und Harag Land in Egypt*, 1924~5,

H. Lammens, *Etudes sur le regime du Califé omayyade Mo'awiyah Ier. Beir ut 1907*

- (4) 采邑制を原則化したのはセルチューク王朝、それを確立したのは、セルチューク王朝を継承した諸スルタンやアタ・バク政権およびエジプトのマムルーク政権であった。C. H. Becker, *Beitrage zur Geschichte Egyptens unter den Islam. Strassbury, 1903*, p. A. N. Poiak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestina and Lebanon, 1250—1900. London, 1939*, p.

(5) Gibb & Bowen, op, cit p.

- (6) 法字書に『ushr ʔarabī kharāj』の項ならびに賃貸借 (jārah) の項を詳しく取扱われている。Umm. vol. iv, 98 sq
Abd Yūsuf, p. 70 sq Al-Māwardī, chap 13, pp. 137~141.

(7) カラマンでは三六 akçe エルゼルトは五〇 akçe Z. E. E. p. 40, p. 63.

(8) resmi bennak ʔakṭayn カラマン州、エルゼルト州では二一 akçe であった。E. E. Z p. 24, p 40, p 63.

(9) オスマン・トルコ帝国の采邑地規定によれば采邑地の大きさは timār, zāmethass に三分ちれ

timār 一'〇〇〇 akçe 以上 二'〇'〇〇〇 akçe 未満

従士 Cebelli 一ないし五人供給

zāmet 一'〇'〇〇〇 akçe 以上 一〇〇'〇〇〇 akçe 未満

従士 六人以上 一八人供給

従士一人の給与基準は二'〇〇〇 akçe (ヨーロッパ州では三'〇〇〇 akçe) である。騎士一人当り標準農家五〇戸がその経済を支えていると考えられる。一村ないし半村、三分の一程度程度の領主権となる。采邑制については *Encyclopedia of Islam* の 'Timār' ʔarabī 'Ze'āmet' の項。Gibb & Bowen, op. cit, vol. 1, Pt. 1, pp. 45~49.
給与額については Tischendorf, *Das dehenwesen*, p. 88

(b) 家畜税

シリアの家畜税は羊二頭毎に一 akçe、山羊についても同額が徴収される。また他州から遊牧してきて越冬するものについても百頭につき一頭が徴収される(二節b項)。羊の税 (resmi agnēm) は他の州でもたとえば、小アジアのクタイハ、カラマン、エルゼルトの諸州でも、いづれも二頭に一 akçe とされている。クタイハ州では羊二四頭以下

の場合は、羊の税は不要としている。⁽²⁾ 正確に四〇頭を免税点にしていたかは明確でないが、シリア州でも群に対し課税する⁽³⁾としているから、免税の限界はあったとみられる。遊牧部族からは通過するものも一定期間止まるものも別なく税をとった。これは他州のカヌンでは放牧税 (resmi otlak) と名づけられて、多くが百頭(または一群に)に一頭である。⁽⁴⁾ いうまでもなく家畜税を家畜数で規定しているイスラム法は、貨幣経済の発達していない遊牧民社会の慣習を基準にしているからであり、それはアラビア沙漠内では今日でも継続している慣習である。⁽⁵⁾ しかし、貨幣経済の活潑に行われる地域での、しかも定着農民の牧畜にたいして、金納制が成立するのはごく自然の成りゆきであろう。羊の市場価格が二〇 ekge 内外のとき、一頭にきき一 ekge は二・五という税率の原則をさまでははづれていないといえよう。また通過する遊牧民に対しての課税は完全な統治権のない場合で特例といえるが、ここに極微の税源まで遂求する領主的貧欲が露呈している。またこうした遊牧民からの貨幣徴税は不可能で、当然現物徴収制がとられたわけである。さらに領内の放牧者に対して州によっては牧草税(一群に対し三 akge 程度)が徴収され、家畜関係の税が種々の形で加重されていることは見のがしえない点である。

注(1) Z.E.E. p. 24 (第六條) p. 47 (一九條) p. 68 (三〇條)

(2) Z.E.E. p. 24 (第六條)

(3) Z.E.E. p. 224 (第二十九條)

(4) トリポリ州の第十一條 Z.E.E. p. 208 エルゼルム州の第三〇條 Z.E.E. p. 68

(5) サウード王の徴税吏が春月に家畜税の徴収に巡邏する状況を報告しているが、ここでは税率はイスラム法の原則そのままに行われよう。 J. B. Philby, *Arabia and the Wahabis*, 198. p. 270 K. S. Twitchell, *Saudi Arabia* Princeton, 1953. p. 185

(c) 関 税

オスマン・トルコでは関税を *gümrük* と呼ぶ。この言葉はギリシア語の *koumerke* ラテン語の *commercium* に由来する。⁽¹⁾ 極めて古くから使われているが、外国貿易について輸出入港で課せられる税の内容をもったのは十九世紀以降のことで、最初は単に外国商品に課せられる税というほどのもので国境のみでなく、国内での州境、その他の場所

スレイマン大帝のシリア州カヌンにおける関税と商品税(岩永)

で徴収された。またその税は全国的に共通した名称はなく、種々の地方名で呼ばれた。シリアの諸港では *muced i hab*、*iMina* 国内税関では *gunruk bac, hakki kible, 'adet dellaiye* など。関税はまたすこぶる重複して徴収された。輸出入港や国境州境で徴収された上、さらに消費される都市の取引の場所で課税され、また他州に再送附されるものにも課税された。シリアの州内では *han i Yunas, Kisve* に税関があったが、ダマスカスの周囲の *han Ayash, (ホムス路) han Abdes-Shan (メソポタミア路)* などは後年税関の役割を演じた。また市内の *Han* は隊商商人の宿泊し、取引をする場所で、そこで商品は計量・課税されている。

関税率は州毎で、また商品によって多少相違した。オスマン・トルコ帝国がいわば全国的に統一した税率や機構をもたず、結局地方的慣習と機構をそのまま容認し運営した結果にほかならない。

そもそもイスラムの法学でも、関税 (*'ushr*, または複数形で *'ushr* 十分の一税と同じ) は明確な規定に欠ける項目の一つであった。それは税率について学派間に見解が統一していず、また徴税そのもの(徴税の機会・場所を含め)についても異論があるからである。規定は商品輸送の行われる公道上の徴税の問題として取上げられた。この場合でも、必しも国境に限って実施された税制ではなかった。すなわち、この徴税官 (*'ashir* 複数 *'ashir*) は、カリフ政権によって最初国境はもちろん州境にも配置されて、一様に通過商品への徴税に当った。⁽³⁾

またイスラム法においても税率はやや明確を欠く部分があった。後のオスマン・トルコ帝国のいわば官学派をなしたハニーファ派では、「関税吏 (*'ashir*) はイスラム教徒商人からは二・五%、被保護民 (*dhimmi*) からは五%、戦争の民 (*harbi*) からは相手方と同率を (*mujazat*) 原則とすあるが一般に一〇%、(*'ushr*) の関税を徴収する」と主張している。それが第二代カリフ、ウマルの規定した制度であると、同学派は主張する。一方マリーク派は被保護民 (*dhimmi*) 戦争の民 (*harbi*) からともに一〇%を徴収するべきだとしている。⁽⁴⁾ シアフィー派は関税は不法で、商品への課税は取引に対してのみ課税されるべきだ、⁽⁵⁾ としている。このように被保護民と外国人(すなわち戦争の民)に対する税率は区々である。オスマン・トルコの税率は、イスラム教徒と被保護民に対する税率でハニーファ派の見解と近似しているが、外国人への税率ではむしろ対等 (*mujazat*) の原則が慣習化したようである。低率である。

第二に国内関税も広く存在した。国際的な遠隔地取引の商品に関税が反復賦課され累重するの東洋社会の古い慣習で、イスラム法でも論争の対象であった。マールク派はイスラムの国境で一度課税された商品には国内の他の徴税官 (ashir) の重複課税は認められない、としているが、それがどの程度実効のあった規定はか不明である。

このようにイスラム法学においても、関税はなんら国境通過商品に対する課税のみを意味せず、また関税率も必しも一様ではないことは結局、地方的に異なる貿易商品への課税制はアラブの教権を以てしても、一つの宗教的原理で再編成することの出来なかつた事情を、反映しているといえよう。

イスラム法の関税率がイスラム教徒に二・五%、被保護民に五%、戦争の民に五—一〇%とみても、シリア州の関税率はこれと著しく相違する。そこでは多くの商品が、四%程度であるが、イスラム教徒と、被保護民の差別も分明でない。実際関税率はオスマン・トルコの各州で区々あるといえる。国際貿易の中心地で比較的制度の整備したトリポリでは次のような率を示している。まづ、トリポリからフランス方面に輸出される商品は、通常、関税三%と、別に計量税 (resmi kapan) 一%、税関手数料 (resmi kalen) 一%か、そのいづれかが課され、合計四%—五%となった (トリポリ州カヌンナーメ第三条)。またフランスからの輸入品についても同率の課税が行われた。(同第二条)。また同港と他のイスラム諸国との間の輸出入商品は、関税一%、計量税一%、関税手数料一%で、計二—三%と低率におさえられている(第四条)。また輸出入商品で、トリポリ市内で取引されるものは、普通売手買手の双方から四% (絹、木材)、五% (棉)、七% (金屬)、などの計量税 (resmi mizan) がとられた。とくに極東、インド方面の香料は高率で、売手一〇%、買手の外国商人から一五%、香料税が徴収された。そのほか、トルコ本土、小アジア州のものについてはみると、たとえばトレビゾンでは、イスラム教徒と被保護民には四%、闘争の民には五%が課せられ、ミティレネ港ではイスラム教徒に二%、被保護民に四%闘争の民には五%が課せられている。このように率はさぶる区々である。しかし、トルコの関税制度では、国境や税関において課せられたのみでなく、入国後市場での取引に課せられるものをも外国品の税と呼び関税に含めている。すなわち輸出入された商品は resmi gümrük を納めたるうえ、その都市内で貨売される機会ないし、他の州へ転送、再輸出される際に 'adet i delaliye' とか hakki kible を課せられる。

スレイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税 (岩永)

両者を綜合すればその課税総額はすこぶる高額ともいえる。しかし、後者は文字通り仲買税で、別の観点からすれば商人の収益税に当るともみられる。ダマスカスでは郷市商人への課税が、イラクやエジプトでみられた店舗税の形でなく、すべて取引に対する課税の形式がとられているからである。

しかし、税関では関税 (*gümrük bacı*) の他に手数料として書記料 (*mubastirye*) (シリヤで)⁽¹²⁾、計量税 (*res-mi-kapan*)、書記手数料 (*kalem resmî*) (以上トリポリで)⁽¹³⁾ が徴収されている。これらはいわば税関事務上の直接経費の負担という性質のもので、むしろ本質的には関税の一部である。関税収入がほとんど総てを国庫に吸い上げられる結果税関自身でその運営経費を捻出する必要に迫られて生じたものである。事実小アジアの諸港でも、*der amed* (*amedive*、入国の意) *refriye* (出国の意) と呼んで同一の手数料が徴収されている。これは一六世紀スレイマン大帝のカヌンではまだごく低率のものであったが、十八世紀には関税に匹敵する高率となった場合もある⁽¹⁵⁾。結局これらを総計すれば関税率はイスラム法学の基準を遙かに凌ぐものとなる。

関税率がイスラム法の基準を逸脱しているのに比すれば、宗教的身分による差別待遇が残存してイスラム法の基本精神が多分に貫かれている点は注目に値する。シリア州ではヨーロッパ人(いわば *harabî* に当る) に対する税率がすこぶる高い。ただ *dimmi* との差別が存在したかどうかは法文で挙示されていず、明らかでない(もちろん人頭税など他の税種目で差別はされているが)。したがって、ここではこの宗教的身分による差別の原理すでにかなり弛緩していた。また、トリポリ州の関税ではこの差別待遇はほとんど完全に消滅しているようにみられる。これに反して、トレビゾンやロードス島、ギリシヤなどの諸港ではこの差別が、税率はアラブ帝国ほど相違しないにしても、一応貫徹されている。オスマン・トルコが濃厚にイスラム的なアラブ諸地域でなく、被保護民が比較的多数居住し、戦鬪の民の往来の頻繁な小アジアやバルカンの諸地域で差別待遇を激しくしたのは、一見奇異な観があるが、実はすこぶる自然な成行きであろう。なぜなれば、オスマン・トルコ自身はまづバルカン地方のキリスト教地域の征服を最高の国家目的に掲げ、強い宗教政策をうちだした国家であり、そこで征服によって獲得された新たな「イスラム地域 *dar ul-islam*」には、強固なイスラム教権を樹立する必要がある。いわば神政政治的な宗教原理を純粹・強硬に打ちだす必要が新征服のキリスト教地域で関税上の厳しい差別待遇を実行させた理由であらう。

この点附言しておかねばならないことは一六世紀末以降、戦鬪の民々ともいふべきヨーロッパ人への税率が、トルコ帝国の国際的地位の低下に伴って逆転した事実である。すなわちメフメット三世はエリザベス女帝の求めに応じて、一五九九年レバノン会社商人への関税を三%に引下げた。それ以前はヨーロッパ商人は五%の関税を徴収されていたのである。⁽¹⁶⁾ (この補填策として *nasderiye* という新税がアフメット一世のとき附課された。) 一六七三年にはフランス人がイギリス人とおなじ特権を取得し、一八世紀にはヨーロッパの通商国はすべてその特権を獲得している。一方国内関税への対策としても一六六九年ヨーロッパ商人は貿易港で関税を納付した証明を著すれば国内の如何なる税関でも通行税(陸上関税 *kara gümrük*) を免除される特権をえた。⁽¹⁷⁾ いいかえれば一六・七世紀の外国人関税はトルコ政権のよき繁栄した時代の象徴であった。

注(1) Gibb and Bowen, op cit. vol. 1, p. 121.

(2) *ibid.* p. 14.

(3) *Aghnides*, op. cit, p. 314

(4) *ibid.*, pp. 317—8. Abu Yésuf, p. 76.

(5) *Aghnides*, op. cit. p. 315.

(6) *ibid.* p. 315. al-Mâwardi, chap. 15.

(7) その他にも課税技術上の問題は少くない。イスラム法上イスラム教徒の使用が認められない商品(豚や酒)は、経済価値をもたない筈のものであるから関税は課せられないとか、酒のみは課税しうる (*Aghnides*, *ibid.* p. 320) とか、の宗教禁忌と関連して異論の多い事項がある。また果実、野菜、ミルクなどの腐敗し易い商品は関税を必要としない (*Aghnides* *ibid.* p. 321) (するとの主張もある) という商品の種類での差別の視点もある。また商品運搬者が *mukâtaba* (業務を委託された奴隷) で自由人でない場合は支払の裁量権がないから課税しえないなどという納税資格上の問題もあった。

(8) *Z. E. E.* p. 212

(9) *Z. E. E.* p. 213

(10) *Z. E. E.* p. 60

(11) *Z. E. E.* p. 106

スレイマン大帝のシリア州カンマにおける関税と商品税(岩永)

- (12) Z. E. E. p. 221 (商品の計量器に対する税)
 (13) Z. E. E. p. 212 (税関の役人に対する報酬)
 (14) Gibb & Bowen, op. cit p. 13, A. C. Wood, A History of the Levant Company. Lond on, 1935, p. 213.
 (15) Gibb & Bowen. *ibid* p. 14. Hammer, Staatsverfassung, vol. I p. 221.
 (16) Wood, op cit. pp. 14, 27~28
 (17) Gibb & Bowen, op. cit p. 15. 従つてドーンソンはトルコの関税は「ヨーロッパ人に三%、イスラム教徒に四%、被保護民に五%と(二巻二三五頁)」、ハンマーは「ヨーロッパ人に三%、内人国に五%」(一卷二一五頁)とのみ記している。

五 市場 税

シリアにおいてはあらゆる商品が、その取引の際税 (*resmi*) を徴収された。その税額は商品別に精密に規定され、それぞれ商品別の市場 (*suk, bazar, Hân, dâr*) において徴収されている。それはオスマン・トルコ政府の時代に改訂されたものもあるが、ほとんどすべて前王朝以来の古い制度の継続であった。⁽¹⁾

前述のようにイスラムの宗教法は商品 (*ûrûd al tiârah*) に対するザカート (喜捨 *sakat*) を、第五のザカートとしている。商品ザカートは取引される品物について、その価格の四〇分の一 (二・五%) が標準である。これには関税 (*‘ashir*) ほど税率の異論はないが原理どおりのものでもない。売買される家畜 (*sawa'im*) や土地 (*‘agar*) のように商品と見做されるか否かに論争のあるものがある。また実際の売価が一種類の商品についても恒常不変ではないための技術的困難がある。結局標準物価によって課税し、従つて必しも二・五%の税率には厳密に拘束されない結果が生じている。こうして、商品税はつねに定量の商品について税額が定められるようになっていく。そうなる⁽²⁾と税額は四〇分の一の原理を無視してしばしば引上げられた。従つてカイロの都で「市場ではすべての商品に税がかけられた」⁽³⁾とかプワイフ朝スルタンが九八五年「絹および綿製品に価格の一〇分の一の税を課しようとし、市民の猛反対を蒙った」などの記録にみるように、都市の商品税が誅求の好対象となった事情が知られる。

シリアの商人は統治権の圧力を間接化するような自治組織を以てこの重圧を阻止しようとしたが、結局活潑な中継商業を好餌とした支配者の圧力を回避することができなかった。オスマン・トルコ時代においても、カリフの代理たる治

安監 (muhtesib) は都市商人の活動に対して絶対的支配権をもち、とくに度量衡の維持や、徴税に最大の関心を寄せた。しかし、アラブ諸都市においてはそれは一種の間接的機構を通じねばならなかった。すなわち商人は自治的機構として組合 (tā'ī'a) をもち、業種別に集合した店舗、すなわち市場 (sūq) あるいは商品取引所隊商旅館 (Hān)、会所 (dar) において営業した。官憲との接衝は組合の長 (gāh) および書記 (kahyās) アラブ諸都市では munādi) を通じて行われた。また都市は区 (halā) に区分されて一部に警察権をもっていた。区 (ḡ) の長 (shayḡ) および全区の総長 (ra'īs) または sheyḡ al meḡbīn) は警察・民政について市民を代表した。古い歴史をもつダマスクスはシリアの首都として、ことに市場が発達していた。当時のダマスクスは人口八万ないし一〇万程度の都会で、東西約一八〇〇米、南米約九〇〇米の隋円形の城壁にとりまかれていた。⁽⁷⁾ 主要な市場 (sūq, bazar) と際商旅館 (han) は次のようなものがみられる。主城に南接した東ローマ市場、ウマイア大寺を東西に貫く目貫のスク・ハミーディエ通りに南接して羅紗市場、綿花市場、ウマイア大寺の南方に貴金属市場 (Hān el Saḡha) 絹物商市 (Hān el Ḥarīr) おおむ市 (Hān el Tutun)、絹物市 (Sūq el-Ḥarū) 現在のミドハト・パシヤ市場通に接する辺りの、ダマスクス最大といわれるアサド・パシヤ商会 (Asad Pasha Hān)、紙商市 (Sūq el Warrakin)、鉛市 (Hūn el Nuhas)、また西門を入ったミドハト・パシヤ市場通りに添って綿花市、毛皮市、薬劑市などが連っていた。シリアの商品税はほとんど総て市場での取引に対してか、倉庫における商品に対してか課せられた。⁽⁸⁾ バグダードなどで店舗税の形をとったのと根本的に異った。⁽¹⁰⁾

シリアの市場税が、販売高、倉庫の在庫高に従って徴収されたのは、徴税強化の手段であり、この都市の商業の性格に起因しているものであろう。それは市内の商業が消費物資の販売ではなく、本来関税の対象をなしている通過商業・卸売が大きな比重を占めたためであろう。シリアはエジプトとともに州内商業より、アジア奥地とヨーロッパあるいはイスラム諸地との間の遠隔地取引を対象とした商業が多かった。イスラム法学でもマールイク派は「唯売り買ひす (man yudira mālahu) は年に一度収益総額に対するザカートを納めればよく、投機 (irtisād al-aswog) のためになる者は売買する者は投機家 muhtakir であり、商品の現金化された度にザカートを納める」と主張する (ハニーファ派やシアーフイ派と異り)。これは商業に対して売買の度に課税するエジプトやシリアの慣習を合法化しようとした立論であ

った。ここには法学理論と古く深い慣習との結合がある。同じ商業に従事する商人の非投機的国内商業にのみ定期(年一回)に徴税する制度はとりがたく、一般的に、販売の都度々の徴税が行われたものであろう。このような意味ではシリアの市場税は、イスラム宗教法の原理を冒して、慣習を容認していたし、また加重される傾向にあったとみられる。

注(1) Z. E. E. p. 221, p. 224.

シリア州カヌンの第八条第二十三条にはそれが「カイト・ベイの時代の習慣である」とか、「古くからの制度」であるの表現がみられる。

(2) Agnides, op. cit. p.

(3) A. Mez, Die Renaissance des Islams. Heidelberg, 1922. p. 117.

Ibrahim Hassan, al-Nizam al-Islâmiyât, Cairo, 1939. p. 187.

(4) A. Mez, op. cit. p. 120

Rashid al-Burawi, Halât Misri 'I-Iqtisadiyât fi 'Ahd al-Fatimiyyin. Cairo, 1947. p. 215.

(5) アラブ諸都市の商人ギルド制度と都市の構造についてギブは次のように述べている(但要約)。

オスマン・トルコ時代においても都市の監督官は治安監(muhresib)で、かれは治安の責任をもち、度量衡の正しい行使を監督し、税を徴収する権限をもった。一方工商业者ではかれらの自治的機構をもった。工商业者の組織の中核は組合で同一業種の手代や徒弟をかかえる独立の商人や手工業者で構成された組合はそれぞれの業種別の店舗の集合した市場(sûk)をもつて集团的に営業した。組合員は規定された種目以外の商品の取扱を禁じられて、とくに価格を一定に制限された。

(merh' アラブ諸州では tes'ir としう)。組合は長(sayh)をもち、かれは書記(munâdi, kahyâs)とともに税の割当てや組合員の扶助などに当った。大都市は区(hâra)に区分されたが、これは多数の市場や住宅を包含した広い地域で、門をもち、共同施設として、寺院・浴場・市場などをもった。各区にも長(sayh)があり警察権をもち区の統一と秩序を保持に当った。また都市内の全区を代表する長があり、かれは全市氏の代表者として官憲との交渉に当った。ダマスカスでは頭(râ'is)または sayh el mesayih と呼ばれてゐる。Gibb & Bowen, p. occit, vol. 1, part 2, pp. 276~299.

(6) 一八世紀の末ヴォルネーは八五〇〇〇人(C. Volney Voyage en Egypte et en Syrie, 1783~5, 3rd ed. vol. 2, p. 151). オリヴィエは一〇万とみてゐる(C. Olivier, Voyage dans l'Empire ottoman. Paris, 1807, vol. 2,

p. 388.)。それを多くは下らなかつたであらう。

(7) G. Sauvaget, Esquire d'une histoire de la ville de Daas, in *Revue des Etudes Islamiques*, 1934, p. 450, sq.

(8) Walzinger, *Damaskus die islamische Stadt*, 同書によればアスアド・パシマ・ハーンは、二階建てで事務室のほか階上階下に三〇室宛計六〇室をもつ大隊商宿舎であつた。

(9) Hammer, *Staatsverfassung*, vol. 1, p. 222, sqq. Gibb & Bowen, op. cit. vol. 1, part. 2, p. 44

(10) Hammer, op. cit. p. 235

(11) Aghnides, op. cit. pp. 275~6, Muwatta, p. 109

おわりに

スレイマン大帝の治世には帝国の国権が確立していたとともに、財政的基礎も強固であつた。ある程度無理な外征を取行した帝の末年においても、財政不足は六百万 *akçe* を出なかつた(中央政府の財政収入三一一・五億 *akçe* に対し)⁽¹⁾。一七世紀中葉には二億三〇〇万 *akçe* から一億五〇〇万 *akçe* の赤字が常態であつた(収入三億六千万 *akçe* 内外に対し)。スレイマン時代のこのような財政の均衡は、一方では強力な徴税権と、一方では隠健な政策によつて、確保されたといえる。第一の点は現金収入の大きい都市に商業的課税に強く現れている。当時の各種の租税収入の的確な計数は極めて乏しい。しかし、前述のように(二節注一一)州の全収入中に占める関税や商品税云いかえれば中央政府の直接の財源の比重はシリアにおいてはかなり高かつたとみられる。(采邑地九四九万 *akçe* に比し六三三万 *akçe* という計数にはスルタンの直領の地租収入も含まれているが)。当時エジプトでは関税・商品税の収入は地租収入の約三分の一に上っている。⁽³⁾近世のエジプトにおいてはスエズ運河の開通—棉花栽培の興隆の結果、関税の全財政に占める比重は著しく変化している(かつ増大している)が一六世紀においてもなおこの高率にあつた。シリアにおいては、産業・商業構造は顕著な変化はなく、通過商業が依然として盛な状況にあり、現在も財政収入の常に五〇%をこえる関税・市税収入は、地租の高率であつた近世初頭においても大差はなかつたから、かなりの額を占めていたと推定しても大過ないであらう。この点ではスレイマンがシリア州のカヌンにおいて関税および商品税に大きな比重をよせた事

情は充分理解できよう。

第二に租税政策の健全さはシリア州のカヌンの諸規定が決して狂信的・宗教主義的な作為に走っていない点に指摘しうる。それは、カヌンの規定の原則がこの土地の古くからの伝統と慣習をそのまま承認して、秩序ある機構上に運営することを重視する点にもみられる。そこにイスラム法にとらわれず地方慣習を成文化さうとする立法者の首尾一貫した態度がみられる。その点は、スレイマン帝即位の直後にあつたマムル―軍団反乱の余燼を抑え、一方イラン遠征の背後地域として安定させようという統治者の意欲の反映でもあらう。しかし一方慣習の尊重はシリア地方の商人層勢力と商業主義の温存でもあり危機の萌芽をもたなくはない。そこに官憲と商人層の狎合いの余地を蔵した。そうした紊乱は事実徐々に十七世紀から出現した。スレイマン時代の塩や加里の課税の一部にあつたような(二節Ⅳの二)特定商品の定額税・請負税、独占税(キリスト教徒の酒販売税の場合)が十七世紀初頭から逐次拡大してい、一八世紀末デァッザール・パシアの支配時代には、多くの都市の商品税・関税は請負制(*muğata'at*)となりほとんど大部分の商品は特定商人の独占専買権下に委ねられ、物価の動揺、と社会不安をひきおこしたことによく反映されている。こうした経緯を考えるとスレイマン帝のカヌンに規定された租税制度の健全さというものも、帝の秀れた統治力と相俟って始めて發揮しえたという点を見のがしえな。

注(一) Gibb & Bowen, op. cit, p. 25.

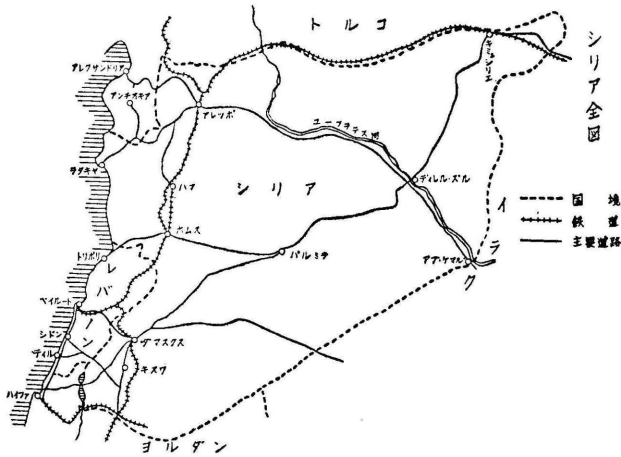
(二) Gibb & ibid, p. 26.

(三) 地租の総収入九〇四五万パラに対し、関税が一九四四万パラ、大部分市場税とみられるパシアの課税一〇八七万パラである。 Gibb & Bowen, pp. 40~41

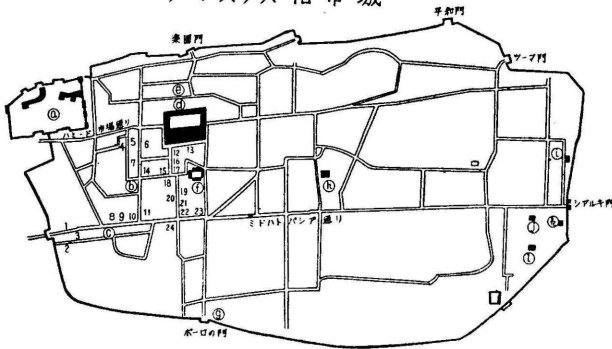
Estève, le Comte. *Memoire sur les Finances de l'Egypte*, Description de l'Egypte, Etat moderne, vol. 1, bk.1, Paris, 1839. pp. 360~385

(4) Gibb & Bowen op. cit, p. 67~68

(一九五九、五、二七)



ダマスカス旧市城



- 凡例** a. 旧主城 b. ジャウハリヤ学林 c. ムナーシド・モスク d. ウマイヤ大モスク e. サラディン廟 f. アザム宮 g. ポーロ門 h. ギリシア・オーソドックス教会 i. 聖ルイ病院 j. シリア・カトリック教会 k. アルメニア教会 l. ギリシア・カトリック教会 (訂正 ポーロの門は l の東南の門)
1. 棉花市
 2. 梳毛市場
 3. ミッドハト・パシヤ市場
 4. 棉花商館
 5. 羅紗市場
 6. 家具商館
 7. サフラン商館
 8. 化粧品商館
 9. オレンジ商館
 10. ジャクマック商館
 11. 衣料商館
 12. 金銀商館
 13. 木靴市場
 14. 絹商館
 15. おおむ商館
 16. まるめろ商館
 17. 敷物商館
 18. 絹市場
 19. 毛織物商館
 20. 穀物市場
 21. アサド・パシヤ商館 (菓草)
 22. 紙市場
 23. 銅市場